令和5年12月28日

住宅販売に関わる業者の皆様へ

富士市　生活排水対策課

浄化槽維持管理に関わる説明事項のチェックリスト

①浄化槽の確認

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | チェックポイント |
| □ | 浄化槽である。 | □敷地内に直径約50cmのマンホールが2～3個ある。□敷地内に浄化槽に空気を送るための送風機がある。電源を得るために、住宅等のコンセントが近くにある。※中古物件の単独処理浄化槽は、必ず上記が該当するとは限りません。 |
|  | 浄化槽の種類 | チェックポイント |
|  | □ 合併処理 | □〔トイレのし尿〕、〔台所、浴室、洗面所等から出る生活排水〕を併せて処理する浄化槽□新築の建物に設置される浄化槽 |
|  | □ 単独処理 | □〔トイレのし尿〕のみを処理する浄化槽単独処理浄化槽は、法改正によりH13.4以降、新規に設置することができません。 |

②譲渡者（浄化槽管理者）の維持管理義務

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 説明内容 |
| □ | 法定検査の契約※（浄化槽法第7条、第11条検査） | １．浄化槽法第７条検査浄化槽の使用開始後４～８か月以内に、設置工事等が適正か否かを確認します。 |  |
| ２．浄化槽法第１１条検査７条検査を受検した翌年以降年１回、浄化槽の維持管理状況などが正常か否かを確認します。 | ウェブ申し込み |
| ・実施する静岡県生活科学検査センターに申し込みしてください。ウェブサイトから申し込みができます。※後述する設置者説明会で、参加した方に法定検査の案内をします。 |
| □ | 保守点検の契約 | ・年3回以上、浄化槽の定期メンテナンスが必要です。浄化槽の使用前に、登録業者と契約して実施してください。右記の富士市ウェブサイトの保守点検業者一覧を参照。 |  |
| □ | 清掃の契約 | ・年1回以上、浄化槽の汚泥引き抜きが必要です。実施時期などは保守点検の業者が判断するため、保守点検業者に契約を確認してください。右記の富士市ウェブサイトの清掃業者一覧を参照。 | 富士市ウェブサイト |

③浄化槽管理者が行う届出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出書類 | こんなときは | いつまでに | 様式のダウンロード | 提出方法 |
| □ | 浄化槽使用開始報告書※ | □新築の場合 | 浄化槽の使用開始の日から30日以内 |  | 持参、ファクスまたは郵送 |
| □ | 浄化槽管理者変更報告書 | □新築（建売物件）の場合 | 売買の契約日から30日以内 |
| □中古物件の浄化槽を引継ぐ場合 | 富士市ウェブサイト |

※設置者説明会で、使用開始報告書を提出いただく時間を設けます。

|  |
| --- |
| 届出・お問合せ |
| 部署名 | 所在地 | 電話/ファクス番号 |
| 富士市上下水道部生活排水対策課 | 〒416-8686富士市本市場441-1 | 電話:0545-67-2850ファクス:0545-67-2897 |

④設置者説明会への参加

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | いつ | 日程 | 時間 | 場所 | 詳しくは |
| □ | 設置者説明会 | 浄化槽を使用開始後すぐ | 奇数月に1回 | 午後2時～3時 | 消防防災庁舎７階大会議室（市役所西側の建物） |  |
| 富士市ウェブサイト |

事前予約は必要ありません。
※設置者説明会に参加できない場合、個別説明会に参加してください。